

令和8年(2026年)5月28日

保護者様

宝塚市教育委員会

気象警報発表時及び大規模な地震発生時における学校給食の対応について (変更)

平素は、学校給食運営にご理解ご協力を賜り、深く感謝いたします。

見出しの件、令和8年4月17日に「すぐーる」配信にて連絡しているところですが、このたび気象業務法及び水防法の一部を改正する法律(令和7年法律第86号)の交付・施行等に伴い、令和8年5月29日(金)から気象庁が発表する気象の警報などが大きく変わります。この変更により、学校の臨時休校等の対応が一部変更となりますので、学校給食の対応についても、下記、下線部の通り変更しますのでお知らせします。

記

1 防災気象警報発表時

宝塚市に、レベル3、レベル4、レベル5の気象警報(大雨・土砂災害)、その他気象警報(暴風・暴風雪・大雪)が発表された場合

(1) 午前7時現在でレベル3、レベル4、レベル5の警報が発表されている場合

⇒給食は中止します。

※この場合、午前7時を過ぎてこれらレベル3以上の警報が解除された場合であっても給食は中止します。

ただし、午前7時00分にレベル3の警報が解除された場合は、給食を実施します。

(2) 午前7時を過ぎてレベル3の警報が発表され、午前9時までに解除された場合

⇒給食は実施します。

(3) 午前7時から登校前にレベル4、レベル5の警報が発表された場合

⇒学校が臨時休校となるため、給食も中止します。

(4) 登校中にレベル4、レベル5の警報が発表された場合

⇒児童生徒の学校待機又は下校の判断により対応します。

(5) 午前7時を過ぎてレベル3の警報が発表され、午前9時を過ぎても解除されない場合

⇒児童生徒の学校待機又は下校の判断により対応します。

(6) 午前9時を過ぎてレベル3以上の警報が発表された場合

⇒児童生徒の学校待機又は下校の判断により対応します。

2 大規模な地震が発生した場合

宝塚市に、「震度5弱」以上の地震が発生した場合

(1) 登校前に地震が発生した場合

前日午後5時から当日午前8時30分までに発生した場合は、給食は中止します。

(2) 午前8時30分を過ぎて地震が発生した場合

児童生徒の学校待機又は下校の判断により対応します。

3 給食費の取扱いについて

給食中止の場合であっても、食材が前日に納品されている場合や早朝より加工している場合があるので、当日の給食は実施したこととなります。予めご了承くださいますようお願いいたします。

なお、警報等により学校給食を中止した日の学校給食費は、この廃棄した食材相当額を差し引いた残りの金額相当分を以後の給食の献立に還元措置で対応いたします。

【問合せ先】

宝塚市教育委員会事務局 学事課

電話 0797-77-2039 (直通)